

公益財団法人日本陸上競技連盟
登録会員処分規程

(目的)

第1条 本規程は、登録会員の処分について、処分事由、処分の種類及び処分の手続を定めることにより、登録会員の権利を保障しつつ、適正な処分の実現を図り、もって陸上競技及び本連盟に対する社会の信頼を確保することを目的とする。

(処分事由)

第2条 本連盟は、登録会員が下記各号に定める事由に該当する場合、当該登録会員について、本規程に定める処分を行うことができる。

- (1) 法令に違反する行為を行った場合。
- (2) 犯罪に該当する行為を行った場合。但し、刑事事件として立件されるか否かにかかわらず。
- (3) 民法の不法行為に該当する行為（故意によるものに限る）を行った場合。但し、損害が発生したか否かにかかわらず。
- (4) 国際陸上競技連盟または本連盟が定める規程（競技規則を含み、「規則」、「規程」、「規約」その他名称を問わず、当該登録会員が遵守すべきものとして定められたすべての規範を指す）に違反した場合。
 - 2 前項の規定にかかわらず、ドーピングについては、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が処分を行うものとする。

(処分の種類)

第3条 登録会員に対する処分の種類は、下記各号に掲げるとおりとする。

- (1) 戒告
- (2) 登録資格の全部または一部の有期停止
- (3) 登録資格の全部の無期停止
- (4) 除名

(戒告)

第4条 戒告は、反省を求め、戒めることをいう。

(登録資格の停止)

第5条 登録資格とは、競技会への出場資格、審判資格その他の会員登録に基づく地位の内登録会員としての義務を除くものをいう。

- 2 登録資格の全部の停止は、登録資格の全部を停止することをいい、登録資格の一部の停止は、会員登録に基づく地位の一部を停止することをいう。

- 3 登録資格の停止期間中においても、登録をしている限り、登録会員としての義務は免れない。
- 4 登録資格の停止は、無期または有期とし、有期の登録資格の停止の期間は、1か月以上5年以下とする。

(除名)

第6条 除名は、登録会員としての身分を喪失させることをいう。

- 2 除名された者は、永久に会員登録を受けることができないものとする。

(登録会員であった者に対する処分)

第7条 登録会員が第2条第1項各号に定める事由に該当した後、登録会員の身分を喪失した場合においても、本連盟は、第3条に定める処分を行うことができる。

(処分の基準)

第8条 本連盟は、対象者の年齢・立場、処分事由に該当する行為の目的・態様・結果その他の情状、行為後の情状、社会的影響、陸上競技及び本連盟に対する社会の信頼の確保その他の一切の事情を考慮し、処分を行うか否か及び処分の内容を決するものとする。

(処分の決定機関)

第9条 登録会員に対する処分の決定は、倫理委員会の決議により行う。

(代理人)

第10条 審査対象者は、代理人を選任し、聴聞への出席その他の防御活動をさせることができる。但し、弁護士でない者を代理人として選任することはできない。

- 2 審査対象者が未成年者である場合には、その法定代理人が審査について代理権を有するものとする。
- 3 代理人は、予め、通知先（住所及び電話番号）を届け出なければならない。
- 4 代理人が存する場合には、審査対象者に対する通知は、代理人に対して行うものとする。但し、通知先の届出がなされていない場合には、審査対象者に通知することを妨げない。

(書面送付住所)

第11条 審査対象者に決定書その他の書面を送付する場合には、登録住所にこれを送付するものとする。但し、予め通知先の届出がなされている場合には、届け出られた住所に送付するものとする。

(審査の開始)

第12条 倫理委員会は、処分について審査を開始することが相当と認める場合に、審査を開始するものとする。

2 審査を開始する場合には、審査対象者に対し、その旨を通知しなければならない。

(決定の基礎となる事実)

第13条 倫理委員会は、証拠（審査対象者・関係者に対する事情聴取の結果を含む）に基づいて認定した事実を基礎として処分の決定を行わなければならない。

(聴聞)

第14条 倫理委員会は、処分の決定に際しては、審査対象者から事実及び意見を聴く機会を設けなければならない。但し、審査対象者の同意がある場合、やむをえない事由がある場合及び処分を行わない場合には、この限りでない。

(処分の決定)

第15条 倫理委員会が処分を行う旨の決定をする場合には、下記各号に掲げる事項を記載した決定書を承認する決議を行うことによるものとする。

(1) 処分の内容

(2) 処分の理由

(3) 審査対象者及び代理人の氏名

(4) 決定の日

(5) 委員長の氏名

2 前項第2号の処分の理由の記載については、処分事由を構成する事実及び当該事実認定の根拠となった証拠並びに当該事実が該当する処分事由を特定しなければならない。

3 処分の決定は、倫理委員会の決議の時にその効力を生じる。

4 本連盟は、処分を行う旨の決定後速やかに決定書の写を審査対象者に交付または送付するものとする。

(決定の公表)

第16条 本連盟は、必要に応じ、処分の決定の内容について公表することができるものとする。

2 倫理委員会は、処分の公表・非公表の基準を予め定めるものとする。

(不服申立)

第17条 処分を受けた者は、不服申立委員会に対し、処分の決定の取り消しまたは変更を求めて不服申立をすることができる。

2 不服申立を行いうる期間は、処分を受けた者またはその代理人が決定書の写を受領

した日から2週間以内とする。但し、処分を受けた者またはその代理人が決定書の写を受領していない場合であっても、決定書の写が通常到達すべかりし時から1週間を経過したときは、決定書の写を受領したものとみなす。

- 3 不服申立については、書面（以下「不服申立書」という。）を本連盟に提出することにより行うものとする。
- 4 不服申立書には、決定の取り消しまたは変更を求める旨及び不服申立の理由を記載しなければならない。但し、不服申立書に不服申立の理由を記載しない場合には、不服申立書提出後2週間以内にこれを提出しなければならない。
- 5 不服申立は、処分の決定の効力を停止しない。但し、不服申立委員会は、不服申立があった場合において、相当と認めるときは、不服申立に対する決定までの間、処分の決定の効力を停止することができる。
- 6 不服申立に対する決定は、不服申立委員会の決議により行う。
- 7 第10条乃至第13条及び第15条の規定は、不服申立に対する審査の手續に準用する。
- 8 不服申立委員会の規程は、別に定める。

（登録資格停止処分の解除）

第18条 登録資格の全部または一部の無期停止処分を受けた登録会員は、有期の停止については、処分期間の3分の2の期間を経過した後、無期の停止については、資格停止の始期から5年を経過した後、処分の解除の申請をすることができる。

- 2 処分の解除の申請は、本連盟に対し、書面を提出することにより行うものとする。
- 3 処分の解除の決定は、倫理委員会の決議により行う。
- 4 倫理委員会は、第8条に定める事情に加え、処分後に生じた事情を考慮し、相当と認める場合には、処分を解除するものとする。

（登録取消しへの準用）

第19条 第8条乃至第17条の規定は、登録取消しの手續について準用する。

（規程の改廃）

第20条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

- 1 この規程は、2018年10月1日から施行する。